

22年度東京第五検審「審査事件票」33枚の中の2枚目 (2012年市民請求)

(2)

綴じ穴跡あり

審査事件票

平成22年1月分
東京地裁管内
東京第五検察審査会
追番号 ()

受理事項		手続事項		議決事項	
(1) 氏名 被疑者 (2) 事件名 (3) 受理区分 (4) 原不起訴処分 (5) 申請資格人	性別等 男・1 女・2 法人3	(6) 1 受理 2 第1回審査会議期日 3 議決 審査期間 1~3 (準備) 1~2 (実質審査) 2~3 (7) 審査会による 実地見分 所在尋問 小委員会による 実地見分 所在尋問 回数計 証人等の 延べ人員 公務所等照会回数 証人召喚請求回数 不起訴記録の取寄せ 審査補助員延べ出頭数	起訴相当 不起訴不当 起訴猶予 起訴 相 当 審 査 打 切 り	(8) 申 立 却 下 分 送	審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号) 申立権がない(法30条) 申立代理人に代理権がない 同一事件について再度の申立てがなされた(法32条) 同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8) 申立てが書面によらないでされた(法31条、施行令18条) 申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条、施行令18条) 申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない 管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった(法30条、施行令21条) 同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項)

市民が請求したものは記入部分を全て
マスキングしている。
文書間の区別が付かなくなったため番
号を打ったとのこと。

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう